

日本女子大学任期付教員に関する規程

平成 28 年 4 月 1 日
制定

改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規程は、大学の教員等の任期に関する法律に基づき、日本女子大学（以下「本学」という。）における大学教員の任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定める職位、任期及び定年等)

第 2 条 任期を定めて任用する大学教員の職位、任期及び定年等は、別表のとおりとする。

2 助手は、助教・助手の就業に関する規則の適用を受ける助手をいう。

(契約更新)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、本学が特に必要と認めた場合には、契約を更新する場合がある。

ただし、本法人での通算契約期間が 10 年を超える契約期間の更新は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、当該教員が定年によって退職する日の属する年度末を超える期間の更新は行わない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特段の理由がある非常勤講師（大学）が所定の手続きを経たのちに、本学がそれを承認した場合は、別に定める規程を適用することがある。

(雇用契約)

第 4 条 任期付教員の任用には、本人の同意を得たうえで、個別の雇用契約を締結して行う。

(規程の準用)

第 5 条 本規程に定めのない事項については、法令及び本学の関連する各規程を適用する。

(改正)

第 6 条 本規程の改正は、学長の意見を聴いたうえで、理事長が行う。

附 則

1 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年 3 月 31 日以前より引き続き雇用されている当該教員の契約開始の起算日は、平成 25 年 4 月 1 日とする。

附 則（大学院客員教授の定年年齢の設定及び例外規定の追加に伴う別表の改正）

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

職位	任期	定年	期間の延長	備考
助教	1 期目 3 年 / 2 期目 3 年	65 歳	更新 1 回 2 期まで	本学での通算契約期間が 10 年を超えない期間とする。 (第 3 条第 3 項の非常勤講師を除く。)
助手	1 期目 3 年 / 2 期目 3 年	65 歳	更新 1 回 2 期まで	
非常勤講師（大学）	1 年	68 歳	更新あり	
特任教員	5 年又は法令の定める範囲で特定の期間	68 歳	更新あり	
客員教員	1 年	68 歳	更新あり	競争的外部資金の場合、 例外あり。
大学院客員教授	1 年	68 歳	更新あり	